課	. 具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			併せて検討し、事務事業の総点検の結果も	・労働会館及び日之出共同作業場の廃止
			踏まえながら、今後の基本的な方向性を整	(20年3月)
			理した。	・旧安治川海員会館について、公募売却を
				実施 (20年3月)
			北市民病院については、政策医療を他の	・東淀川区内の人権文化センターの3館を
			市民病院へ移転したうえで、民間医療機関	1 館に統合(20 年 4 月)
			に移譲することにより、地域医療の継続を	・元鶴見会館、元今津会館、元幼児教育セ
			図った。	ンターの一部を保育所へ転用(21年8月)
				・中央児童相談所、教育センター内教育相
				談部門を移転・統合し、こども相談セン
				ターを設置(22 年 1 月)
				・信太山老人ホーム、馬淵生活館、延寿荘、 中央青年センター、阿倍野青年センター
				の廃止(22年3月)
				・人権文化センター、もと青少年会館、も
				と地域老人福祉センター3 施設の交流機
				能を統合し、人権文化センターは廃止(22
				年3月)、市民交流センターを設置(22年
				4月)
				・北市民病院の民間医療機関への移譲
				(22年4月)
				・2 か所の保育所を廃止(22 年 4 月)
				・日之出荘の廃止(23年3月)
		本市所有の土地のうち、利用計画のない	資産流動化プロジェクト(用地チーム)	・未利用地情報の一元化及び公表
3 土地の有効	活 ①未利用地の処分	土地及び利用計画はあるが事業化の目処	を設置し、未利用地情報の一元管理を実施	(18年9月)
用の促進		が立たない用地について、活用を検討する	し、処分すべき未利用地の売却を促進する	・「大阪市未利用地活用方針」を策定
		ものと処分を検討するものに分類した上	ことができた。	(19年6月)
		で、処分検討地については、売却を促進す		•「処分検討地」「継続保有地」「事業予定地」
		ることで、税外収入並びに固定資産税等の	売却実績(全会計ベース)	の3つに分類(19年6月)
		確保と金利負担の削減などを図る (1) 今末の末末地 (利用スロバオストルオ	109, 732 百万円(545, 613 ㎡)	・モデル事業による買取意向調査及び売却
		(1)全市の市有地(利用予定がある土地を		仲介の業務委託(19年7月)
		含む)一元管理の実施	また、施設の新築建替にあたっては、資	・市有地活用支援システムの改修 (20 年 3 月)
		┃ ┃(2)施設の新築建替に当たっては、高度利		(20年3月) ・未利用地追加分活用方針及び処分等の推
		(2) 施設の新染建省に当たつでは、高度利用・複合利用を図り、余剰地を生み出す		・木利用地追加分活用方針及び処分等の推 進状況を公表(20年6月~)
		田・複合利用を図り、未料地を生み出り とともに、施設の統廃合跡地の有効活用		・売却仲介の業務委託の拡充(21年度~)
		(処分・貸付)を図る	第化することにより、高度利用・複合利用	・売却実績
		(処力・負別)を図る	木心)のことにより、同及利用・核口利用	ルが大順

課題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			 が図ることができた。	18 年度: 22,002 百万円 (96,030 ㎡)
		(3)市有地の商品化等にあたっての民間業	施設の統廃合跡地の有効活用(処分・貸	19 年度:35, 351 百万円(153, 811 ㎡)
		者のノウハウの活用を検討	付)については、「大阪市未利用地活用方	20 年度:20,811 百万円(105,238 ㎡)
			針」に基づき実施することができた。	21 年度:16,353 百万円(61,715 ㎡)
			市有地の売却にあたっては、売却仲介に	22 年度:15, 215 百万円(128, 819 ㎡)
			民間事業者を活用し、効率的な事業運営と	
			することができた。	
		本市所有の土地のうち、利用計画のない	「大阪市未利用地活用方針」に基づき、	・「行政財産使用許可等・普通財産貸付けを
	②転活用の徹底	土地及び利用計画はあるが事業化の目処	事業予定地を住宅建設用地などに転活用	する場合の減免基準」を策定(19年1月)
		が立たない用地のうち、引き続き、活用を	することができた。	・「市有地を利用した駐車場の今後の方向性
		検討する土地については、暫定利用等を積	・22 年度末までに転活用した未利用地	について」を策定(19年2月)
		極的に行い、収入の確保を図る。また、暫	1, 038, 031 m ²	・「大阪市土地開発公社経営改善計画に基づ
		定利用されている土地について、利用方法	無償貸付地の原則有償化と賃料減額の	く行動計画」を策定(19年2月)
		などの見直しを図る	見直しを行い、収益の向上を図れた。	・「大阪市未利用地活用方針」を策定
		(1)転活用の障害となる法制度の改正要望	・減免の措置状況	(19年6月)
		(2) 無偿贷付地の原則去偿化上赁料试验の	19年4月1日現在減免基準に適合しない	
		(2)無償貸付地の原則有償化と賃料減額の見直しなど、収益性のある暫定利用を進	ものを改善することにより、累計で 365,436 千円の収益向上があった。	18・19 年度:264, 735 ㎡(32 件) 20 年度:94, 398 ㎡(26 件)
		見直しなど、収益性ののる智定利用を進 める	300,430 十円の収益向工がありた。	20 年度:94, 396 m (26 件) 21 年度:173, 969 ㎡(44 件)
		W) &	 駐車場に転活用する場合は、「市有地を	21 午度:173,909 m(44 件) 22 年度:504,929 ㎡(30 件)
		■ (3)総務省の土地開発公社経営健全化対策	新年場に転冶用する場合は、「円有地で 利用した駐車場の今後の方向性について」	・ 都島区と東成区と城東区に所在する未利
		を活用し、市の再取得などにより土地開	ベニンに配手場のするのが同性について。 に基づき、貸付・管理業務委託などについ	用地を保育所に転用し開設
		発公社の長期保有土地を解消するとと	ては、競争性のある一般競争入札等による	(21年5、6月)
		もに、土地の有効活用を進める	選定に見直すことができた。	・福島区、淀川区、城東区(2 箇所)に所
		OTEN TRANSPORT	・1, 103 箇所のうち 1, 069 箇所を改善済み	在する未利用地を保育所に転用し開設
		(4) 未利用地の暫定利用として駐車場の用	, <u> </u>	(22年4月、9月)
		途に供されている土地について、そもそ	「大阪市土地開発公社経営改善計画に	
		も駐車場の用途に供すべきかどうか、経	基づく行動計画」を策定し、経営改善を行	大阪市土地開発公社経営改善計画執行監
		営努力の余地の有無、経営主体の適否な	うことができた。	理委員会から「公社は速やかに解散すべ
		どの見直しを行うとともに、委託等の手	・平成22年度に第三セクター等改革推進債	き」との提言があり (22 年 8 月)、市会
		続きや賃貸料の見直しなどを行う	の活用により、全ての長期保有土地の解消	での解散議決がなされた(22 年 10 月)
			に目途が立ったため、抜本的解決策である	・国の認可を受け、土地開発公社を解散し
			土地開発公社の早期解散の道筋を立てる	た (23年3月)
			ことができた。	
			・健全化計画における再取得実績	
			74,023 百万円(18~22 年度実績)	